

# 消 防 計 画

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、「学び舎with」(以下「当所」という。)の防火管理について、必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と利用者及び職員の人命の安全及び、被害の軽減を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、当所に勤務し、又は出入りするすべての者に適用する。

(管理権限者は及び防火管理者の業務と権限)

第3条

1. 管理権限者は、当所の防火管理業務についてすべての責任をもつものとし、防火管理者を選任し防火管理業務を行わせる。
2. 防火管理者は、この計画の作成及び実行についてすべての権限を持って、次の業務を行う。
  - (1) 消防計画の作成(変更)
  - (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
  - (3) 火災予防上の自主点検(第6条)の実施と指導監査
  - (4) 防火対象物の法定点検(防火対象物定期点検、消防用設備等点検(第7条)の立会い、指導監督
  - (5) 火気の使用、取り扱い指導監督、放火防止対策の推進
  - (6) 収容人員の適正管理
  - (7) 管理権限者に対する提案報告
  - (8) 地震対策
  - (9) 防火教育及び訓練
  - (10) その他防火管理上必要な業務

(消防機関への報告及び連絡)

第4条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届け出及び連絡を行うものとする。

- (1) 防火管理者の選任(解任)届出及び消防計画の提出(改正の都度)
- (2) 建物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡等法令に基づく諸手続き
- (3) 消防用設備等の点検結果について1年に1回、松本市消防長(消防署長)に報告しなければならない。
- (4) 自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請
- (5) 防火管理維持台帳の作成、保存
- (6) その他防火管理について必要な事項

## 第2章 予防管理対策

(予防管理)

第5条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者は、建物、火気使用器具等の自主検査及び消防用設備等の点検検査に立ち会い、指導、監査を行う。

(自主点検の業務)

第6条

1. 自主点検は、建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等について検査を実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。
2. 防火・避難施設、消防用設備等の自主チェックについては、次のとおりとする。
  - (1) 種別及び実施時期  
日常点検・・・日1回

- 定期点検・・・月1回及び必要な時
- (2) 担当者は、次のとおりとし、定期的点検終了後は、防火管理者に点検表を提出すること。
- 日常点検 指導員  
定期点検 指導員

(消防用設備等の法定点検)

第7条 点検資格者等による検査は次のとおり実施しなければならない。

消防用設備等	内容(点検の期間)	
	機器点検(1回/6ヵ月)	総合点検(1回/年)
消火器	6月、12月	
誘導等	6月、12月	
自動火災通報設備	6月、12月	6月
避難器具	6月、12月	6月
	月、月	月

(点検検査結果の記録)

第8条 防火管理者は、自主点検の結果を記録するとともに、維持台帳に保存する。

### 第3章 火災予防措置

(防火管理者への連絡事項)

第9条

- 次の事項を行うものは、防火管理者に事前に連絡し、承認を受けなければならない。
  - 指定された場所以外で、臨時的に火気を使用するとき
  - 各種火気使用設備器具を新設又は増設するとき
  - 危険物を使用するとき
  - その他防火管理上必要な事項
- 防火管理者は、前項の申請があった時は、防火管理上支障がない場合に限り承認することができる。

(従業員の遵守事項)

第10条 当所に勤務するすべての者は、日常業務を通じて各種災害を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

- 避難階段、通路、ロビー等には、避難上支障となる物品は置かないこと
- 消防用設備等の周辺には、装飾等をせずその機能を阻害しないこと
- 火災を発見した場合には、消防機関(119番)に通報するとともに、防火管理者に連絡し、災害時の活動計画に定める任務分担により適切な行動をとること
- 喫煙は指定した場所で行うこと

(火気使用時の遵守事項)

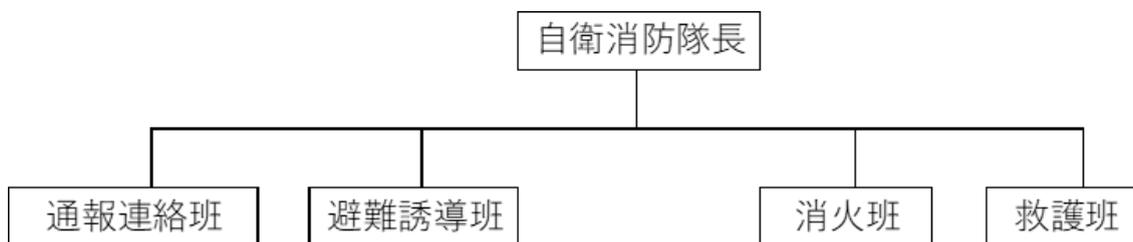
第11条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 火気使用設備器具は、使用前、使用后必ず点検を行い安全の確認をすること
- 工事を行うものは、火気管理について防火管理者の指示を受けること
- 終了時には、吸い殻等を指定の場所へ集めること

### 第4章 自衛消防活動対策

(自衛消防の組織と任務分担)

第12章 自衛消防の組織と任務分担は次のとおりとする。



担当別	任 務 内 容
隊長	自衛消防隊活動時における各隊員に対する指揮、命令を行うとともに、消防隊への情報提供及び避難者の確認を行う。 避難状況の把握を行う。
通報連絡班	火災の報知、消防機関(119番)への通報、及び消防隊への情報提供にあたる。 緊急持出書類の持ち出し。
避難誘導班	火災の状況を把握し、安全な避難誘導にあたる。
消火班	消火器具等を用い消火作業にあたる。
救護班	負傷者の応急手等を行う。

(避難経路図)

第13条 自衛消防隊長は、人命の安全を確保するため消防設備等の位置及び野外へ通じる避難経路を明示した、避難経路図を作成し、周知徹底しなければならない。

## 第5章 地震対策

(地震予防措置)

第14条 防火管理者は、地震時の災害を予防するため第2章に基づく各施設器具の点検検査に合せて、次の事項を行うこと。

- (1) 建物、建物に付属する施設物(看板、窓枠、外壁等及び陳列物件の倒壊、転倒、落下の有無)の調査
- (2) 火気使用設備器具の転倒、落下防止及び燃料等の有無の検査

(警戒宣言発令時の対応)

第15条 警戒宣言発令時における対応措置

- (1) 防火管理者は、警戒宣言が発せられた旨の内容及び直ちに営業を中止することを事業所内の者に伝達する。
- (2) 防火管理者は、火気使用禁止及び施設、設備の点検を実施し、被害の発生防止措置等を実施する。
- (3) 警戒宣言発令時等における自衛消防組織の編成及び任務は、前12条による。
- (4) その他

(地震後の安全措置)

第16章 地震後、建物、火気使用設備等の点検、検査を行い、その安全を確認後、使用を開始すること。

(地震に備えての準備品)

第17条

- (1) 医薬品
- (2) 携帯ラジオ
- (3) その他必要もの

(地震時の活動)

第18条 地震時の活動は、第4章によるほか、次の措置を行う。

- (1) 火災が発生した場合は、全力をあげて消火にあたる。
- (2) 防火管理者は、被害状況を館内放送等により全職員に把握させるとともに必要な事項を指示すること。また、関係防災機関(消防署、市役所)からの情報を積極的に収集すること。
- (3) 広域避難場所への避難開始は、防災機関の避難命令または、自衛消防隊長の命令により行う。

## 第6章 防災教育及び訓練

(防火教育の実施時期及びその内容)

第19条 防火管理者は、次により防災教育を行うものとする。

対象者	実施時期	内 容
全従業員	6月	消防計画の周知徹底 火災予防上の遵守事項 職員各自の任務及び責任の周知徹底 地震対策に関する基本事項 消防設備の使用方法
新入職員	その都度	その他火災予防上必要な事項

(訓練の実施式及びその内容)

第20条 防火管理者は、次により訓練を実施するものとし、実施時には、消防機関へ届け出るものとする。

訓練種別	実施時期	訓練内容	
総合訓練	6月 第2週水曜日	消火、通報、避難誘導の訓練を連携して実施し、必要と認める場合は消防機関への指導を要請すること	
部分訓練	消火訓練	6・12月 第二週水曜日	消火器具の取扱い要領の習熟を図り、初期消火訓練を行う。
	通報訓練	12月 第2週水曜日	消防機関(119番)への通報要領及び火災発生時の連絡体制の習熟を図る。
	避難訓練	6・12月 第2週水曜日	避難誘導要領及び避難器具の設定要領の習熟を図る。

※飲食店、物品販売業の店舗、旅館、病院などの特定の防火対象物は、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施すること。

附則

この消防計画は、令和 3年 4 月 1 日から実施する。